

### 風評対策等の協議事項について

県では「処理水の取扱いに関する宮城県連携会議」を昨年5月に設置し、これまで5回の会議を開催し、県内関係団体の皆様からの御意見・御要望を国及び東京電力に対して申し入れてまいりました

第4回会議においては、構成団体の皆様からの御意見・御要望の内容をとりまとめて、特に次の5点を強く申し入れました

- ① 海洋放出以外の処分方法の継続検討と、放射性物質除去技術の研究開発促進
- ② 消費者の理解醸成に向けた目に見える形での取組の強化
- ③ 本県の生産者・事業者の「なりわい維持」に必要な対策の実施
- ④ 隣県である本県に対して福島県と同列にとらえた支援策の実施
- ⑤ 業種を限定しない産業振興を対象とする新たな基金の設置

第5回会議においては、引き続き、「海洋放出以外の処分方法の継続検討」を求めていくとともに、懸念される風評が今後拡大することのないよう、県が先頭に立って、より具体的かつ効果的な「風評対策」を国及び東京電力と協議していくこととしておりました

## 風評対策等の協議事項

整理 No.	要望項目	要望内容
<b>&lt; 将来にわたる事業の継続・拡大に繋がる支援 &gt;</b>		
1	がんばる漁業復興支援事業について、養殖業支援の追加，継続実施，手続簡素化	がんばる漁業の実施・延長・拡充
2	被災海域における種苗放流支援事業による支援の継続と拡充	安定的な種苗放流体制の維持及び新規放流種苗生産に向けた支援の継続と拡充
3	漁家子弟等を含め長期研修支援やリースによる漁船・漁具の導入支援の実施	担い手を対象とした漁船・漁具のリース，がんばる漁業の創設による自立支援
4	水産物の取扱拡大のための取組を行う市場の水産卸・仲卸業者への支援を実施	魚市場イベントや水産加工会社，仲卸市場，のフェア開催に対する支援，消費者への積極的なPR
		魚市場が行う他県船の理解醸成に向けた取組への支援（MSC取得支援，岸壁使用料の負担軽減策など）
		消費地市場（卸売業者，仲卸業者，小売業者）が連携した県産水産物のPR（マネキン活用含む）
5	鮮魚等を量販店・専門鮮魚店等を通じて販路促進を行う取組を支援	県産水産物の流通が止まることなく，適正価格で流れるための支援（学校給食，社食等への供給）
		大手外食チェーンでの県産水産物を使用したメニュー開発
		底物（キチジ等・未利用魚含む）のPRとPR用魚の買付支援
		カキ等の県産水産物輸出拡大への支援（海外商談会への費用負担支援）
		生産者支援としての量販店フェアの実施
6	水産関係資金無利子化事業（特にG補助金の高度化スキーム）	補助事業の自己負担分の5年間返済猶予と，その間の利子に対する補助（無利子化）の実施
7	水産物の需要減が生じた場合の支援策の加工業者・消費地魚市場への適用	買受人（加工業者等）が買い付け済みの原料等に対する一時的買取り・保管・横持・販路開拓への支援
8	漁業グループへの漁業用機器設備の導入支援について補助対象を拡大	省エネ機器や生産性向上に資する機器等の導入支援

整理 No.	要望項目	要望内容
9	荷さばき施設等の共同利用施設の整備に必要な支援の実施	調整保管用冷蔵庫の新設
		備蓄倉庫（超低温冷蔵庫）の新設
10	農林水産物等の風評影響調査の実施	県内農林水産物等の国内外市場動向風評影響調査の実施
11	教育旅行誘致の取組に対する支援	風評の影響が懸念される本県の教育旅行に関するモニターツアー、セミナー等の誘致活動やマッチング支援、教育旅行実施学校へのバス助成等の取組に対する支援
12	輸出の継続・拡大に向けた支援	海外での県産品の風評を抑制し農林水産物の安全性について啓発し、販売促進を図り輸出の継続・拡大を支援（輸入規制への対応、海外バイヤー産地訪問等）
13	東電グループ独自の県産品等需要創出取組の促進	東電グループのネットワーク等を活用した県内農林水産物の販売促進・社食での恒常的使用、県内観光誘客の促進
<b>&lt; 徹底した安全対策による安心の醸成 &gt;</b>		
14	消費者が安全性や産地の情報等を確認できる取組の支援	首都圏含む全国での宮城県のイメージ向上（県産品、観光等）のため、各種メディアを活用したPRを年4回（季節毎）実施
		政府や東京電力などの関係者による県産品等の積極的な消費と口コミによる情報発信
		IAEA等（IAEA以外の第三者機関を含）による安全性の確認と国内外に向けた正確な情報発信
		一般消費者を交えた説明会・意見交換会の実施
		広域でのモニタリング調査やデータの適時公表等による安心・安全の証明
		処理水で養殖する魚類を活用した安全性のPR
15	国民・国際社会の理解醸成	国及び東京電力による関係者への丁寧な説明、国民・国際社会への理解醸成・国内外市場の実態を踏まえた取組による風評抑制、これら取組の成果報告
<b>&lt; 風評被害への対応 &gt;</b>		
16	賠償基準の早期策定・提示	「地域・業種の実情に応じた賠償基準」を策定するとされているが、その工程見通しの提示を行うとともに、被害を受けた全ての者が迅速かつ確実に損害賠償を受けられるよう早期に基準を提示